

# 障がい者への 虐待を なくしましょう

虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題であり、虐待だと認識されずに起こっている恐れもあります。

虐待は、障がい者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げる重大な問題です。虐待を受けた人、障がい者への虐待に気付いた人は、下記の通報窓口へ通報してください。

## 【問い合わせ・相談・通報窓口】

▷本庁障がい福祉課(☎24-2111内線517)

▷各総合支所健康福祉係

大 迫(☎48-2111内線273)

石鳥谷(☎45-2111内線225)

東 和(☎42-2111内線244)

※夜間・休日は市役所本庁(☎24-2111)へ

▷障がい者110番(岩手県)(☎019-639-6533)

虐待には、次のようなものがあります。

### ●身体的虐待

- ▷たたかれる
- ▷部屋に閉じ込められて、外に出られない
- ▷ベッドに縛り付けられる
- ▷無理やり食べ物を口に入れられる

### ●性的虐待

- ▷裸にされる
- ▷体を触られる

### ●心理的虐待

- ▷仲間外れにされる。または話し掛けても無視される
- ▷「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせられる

### ●放棄・放置(ネグレクト)

- ▷病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- ▷極端に食事や水分が与えられない
- ▷部屋の掃除がされず、ごみも放置されたまま、不潔な状態で暮らしている

### ●経済的虐待

- ▷働いたのに賃金がもらえない
- ▷職場で不当に長時間労働を強いられる
- ▷家族にお金を取り上げられ、自由に使えない

※障がい者への虐待に気付いた人は、市の担当窓口などへの通報が法律で義務付けられています

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のお知らせ

# 市民の皆さんへの マイナンバーの通知が 始まります！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

-10月中旬から11月末にかけて、住民票の住所地に、世帯ごとに発送します-

### ●マイナンバーの通知は、簡易書留で郵送します

マイナンバーは、日本国内の全住民に通知される一人一人異なる12桁の番号で、平成28年1月以降、行政機関において、社会保障・税・災害対策分野で利用されるものです。

マイナンバーの通知は、転送不要の簡易書留で郵送します。ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡しとなります。不在の場合は再配達することになりますので、不在連絡票を確認の上、確実に受け取りください。

### ●顔写真付きの「個人番号カード」を希望者に無料で交付します

顔写真付き「個人番号カード」の取得を希望し、交付申請手続きをした方に、平成28年1月以降に無料で交付します。

マイナンバーの通知に同封される申請書により、郵送やスマートフォンなどで申請できるほか、市役所本庁市民登録課、各総合支所市民サービス課の窓口でも申請できます。

- \*申請後の即日交付はできません
- \*詳しい申請方法については、市民登録課へお問い合わせください

### ●紙製の「通知カード」でマイナンバーをお知らせします

通知カードに記載された12桁の数字がマイナンバー(個人番号)です。この番号は、不正に使われる恐れのある場合を除き、一生変更されません。

通知カードは、税や社会保障関係などの行政手続きの際、マイナンバーを証明する書類として使用しますので、大切に保管してください。

\*上記以外の一般的な本人確認手続きの際に求められる本人確認書類としては使用できません

### マイナンバー制度をかたる 不審な電話にご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や、個人情報取得しようとする電話にご注意ください。

マイナンバーの通知前に、マイナンバー制度関係で行政機関から手続きを求めることはありません。

【問い合わせ】本庁総務課マイナンバー対策室  
(☎24-2111内線473)

花巻市では、印鑑登録証や市民カードとしても利用可能！

ICチップに記録されている電子証明書で、税の申告、納税手続きなどのさまざまなサービスが利用できます

個人番号カード(イメージ)



※花巻市では、この「個人番号カード」を使い、平成28年4月から、各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるように準備を進めています

### ▶個人番号カードコールセンター

個人番号カードに関する問い合わせのほか、通知カードの配送状況に関する問い合わせに対応します。

0570-783-578(全国共通ナビダイヤル)

平日:午前8時30分~午後10時

土・日・祝日:午前9時30分~午後5時30分

※年末年始を除きます

## 特設行政相談所を開設します

～行政相談委員と  
問題解決の糸口を探りましょう～

総務省では、10月19日(月)から25日(日)までの期間を行政相談週間と定めています。この期間、国や県・市が行っている業務について、皆さんが日ごろ感じている不満や要望を受け付ける相談窓口の強化に取り組みます。

本市では下記の日程で特設相談所を開設し、行政相談委員が皆さんからの相談をお聞きします。お気軽にお越しください。

【期日】10月24日(土)・25日(日)

【時間】午前10時~午後3時30分

【場所】イトーヨーカドー花巻店

【問い合わせ】本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線460)

### ●花巻担当行政相談委員

担当地域	氏名	電話番号
花巻地域	岩淵 満智子	24-2686
	小川 圭子	24-0837
大迫地域	久保田 忠司	48-2849
石鳥谷地域	佐藤 弘	45-5620
東和地域	門馬 優子	42-3214

■行政相談委員とは  
行政相談委員法に基づき、市町村長が推薦し、総務大臣が委嘱する民間の有識者のことです。

■業務内容  
行政の仕事に関する苦情や意見、要望などのさまざまな相談を受け、相談者への助言や、相談内容に関係する行政機関に対し改善の申し入れを行います。

■委嘱期間  
2年間(更新可能です)

■報酬  
無報酬です。ただし、交通費など業務に必要な費用は予算の範囲内で支給されます。

## 行政相談委員制度をご存知ですか

【問い合わせ】  
本庁市民生活総合相談センター  
(☎24-2111内線460)

■行政相談委員の人数  
各市町村に少なくとも1人以上、全国に約5000人が配置されています。県内には78人、うち花巻市には左記の5人の行政相談委員が配置されています。